

第2期

井手町自殺対策計画

令和6年度～令和10年度

〔概要版〕

誰も自殺に

追い込まれることのない

いのち支えあう

井手町をめざして

令和6年3月

井手町

1 | 計画策定にあたって

● 計画策定の背景

平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果大きく前進し、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげています。それでも自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人あたりの自殺による死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあります。

自殺を予防するためには、「健康問題」、「経済生活問題」、「家庭問題」など様々な分野に対する取り組みが必要であり、本人だけでなく、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、民間団体等が連携して地域全体で取り組んでいくことも重要です。

こうしたことから、本町において自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、第2期井手町自殺対策計画を策定し、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町」の実現を目指します。

● 計画の位置づけと期間

第2期井手町自殺対策計画は、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、国や府の動向、社会情勢の変化に配慮し、法制度の改正等があった場合には必要に応じて見直しを行い、柔軟に対応していきます。

京都府自殺対策推進計画

自殺対策基本法
自殺総合対策大綱



第5次井手町総合計画

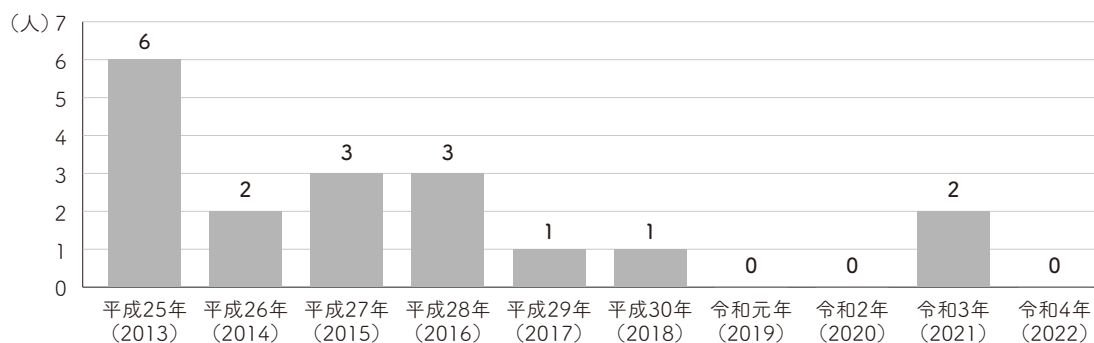
第2期井手町自殺対策計画

- 井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 井手町すこやかプラン（第2次井手町健康増進計画）
- 井手町高齢者保健福祉計画
- 井手町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 井手町子ども・子育て支援事業計画
- その他、関連する計画

2 | 井手町の自殺の状況

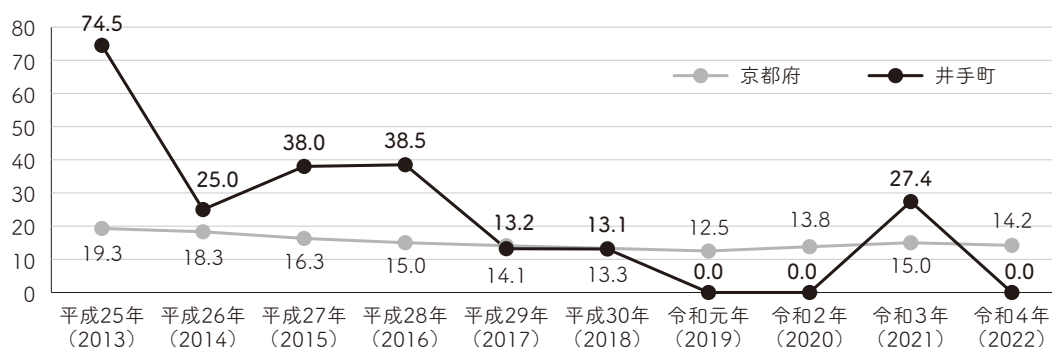
● 自殺者数の推移

本町の自殺者の総数は0～6人／年の幅で推移しています。



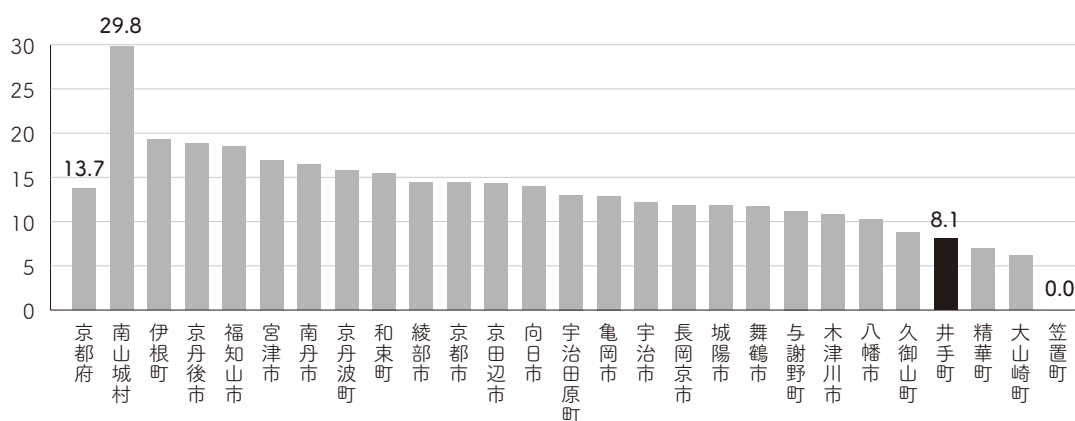
● 自殺死亡率の推移(人口10万人当たり)

本町の自殺死亡率(人口10万人当たり)は、0.0～74.5の間で推移しています。ただし、本町は人口が少なく、令和5(2023)年時点で1人の死亡によって自殺死亡率が14.3変動することに留意する必要があります。



● 自殺死亡率の比較(府内市町村)平成30(2018)年～令和4(2022)年の平均値

平成30(2018)年～令和4(2022)年の自殺死亡率を府内市町村と比較すると、府内では平均以下に位置しています。





3

井手町の自殺対策における課題

本町の地域特性としては、以下のようなものが挙げられました。

- ◆平成25（2013）年から令和4（2022）年における年間平均自殺者数は1.8人となっていますが、平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間をみると、0.8人と自殺者数は減少傾向にあります。
- ◆自殺死亡率は、京都府、全国に比べ、概ね高く推移していましたが、自殺者数の減少に伴い、近年は減少傾向です。人口の少ない自治体では、自殺者が出ることで、自殺死亡率が大きく増減する可能性があることに留意することが必要です。
- ◆標準化死亡比によると女性は92.3と国・府を下回っています。他方で、男性は115.1と国・府より高く、死亡率は高いといえます。
- ◆平成25（2013）年から令和4（2022）年における自殺者の性別構成割合は、男性が94.4%を占めており、本町の課題は男性に向けた自殺予防対策が必要であると考えられます。
- ◆自殺者の年齢層別の自殺者数は、30歳台・50歳台の働き世代及び70歳台の高齢者が多くなっています。本町では高齢化が進行しており、一層の対策が課題です。
- ◆原因・動機別の自殺者数は、健康問題と経済問題が最も多く、健康問題の中で最も多いのはうつ病による悩み・影響となっており、その誘因の一端が生活苦であることから、うつ病に至るまでの危機経路にも着目することが必要です。
- ◆本町では、要介護（要支援）認定者が増加傾向であり、令和5（2023）年10月時点では過去最大の550人となっています。自殺の原因に介護の悩み（疲れ）があがっていることに着目し、全庁横断的な体制で自殺予防に取り組むことが必要です。

以上のことから、自殺者数は年々減少傾向ではありますが、いまだに自殺により亡くなっている方がいることから、引き続き大きな社会問題としてとらえ、自殺の危機経路にも着目して、自殺に至るまでの経路で生きる支援へとつなげることが必要です。

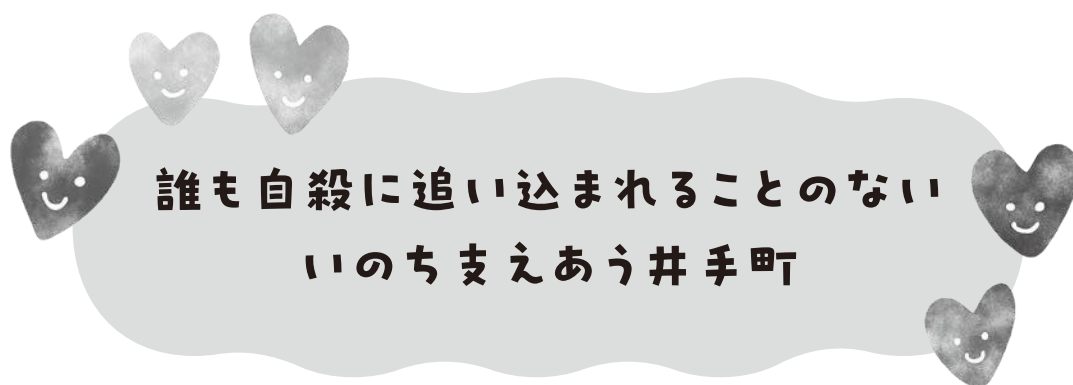
これらを踏まえて、本町における自殺対策をさらに充実させるための基本理念を次ページのように設定しました。

4 | 計画の理念と体系

● 計画の基本理念

本町では、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現をめざし、事業に取り組んできました。引き続き、第2期井手町自殺対策計画においても、これまで取り組んできた事業を継続して取り組み、全庁の連携を強めることで、「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町」を実現し、自殺者を出すことがないまちづくりに向けた取り組みを推進します。

本計画のもと、全庁あげて自殺対策に取り組むとともに、関係機関、地域住民とも連携し、啓発や教育により住民の意識を変えながら、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制の構築をめざします。



● 数値目標

本町では、国や京都府の数値目標を意識しながら「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現をめざしてきましたが、自殺死亡率は年度によって差異が見られ、平成30（2018）年から令和4（2022）年までの自殺者数は合計3人、自殺死亡率は8.1となっています。

自殺死亡率について、「自殺総合対策大綱」の目標をもとに令和8（2026）年までに30％以上減少を当てはめると、自殺死亡率を令和8（2026）年までに5.7以下にすることが求められます。

しかしながら、本町の場合は人口が少ないために1人の方が自殺されると自殺死亡率が大きく増減[※]することや令和4年には自殺者0人であったことを考慮して、国の計画年度の令和8年には年間自殺者数0人を目標とし、本町の**計画最終年度の令和10年度以降も自殺者を出さないまち（自殺者数0人）**が維持できる体制の構築と取り組みを進めます。

自殺死亡率8.1
平成30(2018)年～
令和4(2022)年の平均値



年間自殺者数0人
令和8(2026)年

※自殺死亡率は自殺者数 / 人口 * 10万人で求めることが可能であり、井手町の場合令和5年の人口7,009人（住民基本台帳）をもとに算出すると自殺者一人あたり14.3上昇することになります。



● 計画の基本方針

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

- 一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みとともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、自殺リスクを低下させるとともに、「生きることの包括的な支援」として推進します。

基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

- 様々な悩みを抱えた人がたどり着いた相談先で、必要な支援を受けることができるよう、それぞれの分野の支援機関が自殺対策の一環を担っているという意識を共有し、有機的な連携を深めることを推進します。
- 制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」、地域共生社会の実現に向けた取り組みや、生活困窮者自立支援制度等と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に展開していきます。

基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- 自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、関係機関等による実務者連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等による「社会制度のレベル」の3つを連動させ、総合的に推進することが重要です。
- また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。
- 全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

- 「誰も自殺に追い込まれることのないいのち支え合う井手町」を実現するためには、町、国や府、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

- 自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉を不当に侵害することのないよう、生活の平穏に十分配慮して自殺対策に取り組みます。

5 | 施策体系

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」で、地域において自殺対策を推進していく際の基盤となる取り組みです。

一方で「重点施策」は、実態把握がしづらいものの、国をあげて予防に取り組んでいる「子ども・若者への支援」、本町の自殺のリスク要因である「無職者・失業者・生活困窮者への支援」に加え、自殺のハイリスク層である「高齢者への支援」への取り組みをまとめています。

誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町

重点施策	1 子ども・若者への支援
	2 無職者・失業者・生活困窮者への支援
	3 高齢者への支援
基本施策	1 地域におけるネットワークの強化
	2 自殺対策を支える人材の育成
	3 住民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知
	4 生きることの促進要因への支援
	5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
基本方針	1 生きることの包括的な支援として推進
	2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
	3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
	4 実践と啓発を両輪として推進
	5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
	6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

6

推進体制

①井手町

地域における自殺の状況を分析し、関係機関と連携を図り、対策の推進・調整の役割を担いながら、自殺防止に積極的に取り組み、包括的な支援を推進します。

②関係団体

自殺対策に関係する団体は、自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、積極的に自殺対策に参画します。

③企業

労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るよう努めることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせることを認識し、職場環境の改善やメンタルヘルス^{*}対策を推進することで、積極的に自殺対策に参画します。

④住民

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、自殺対策の重要性に対する理解と関心を深め、主体的に自殺対策に取り組みます。

^{*}体の健康ではなく、こころの健康状態のこと。

7

相談窓口

相談先	電話番号・通話料	対応日時
井手町地域包括支援センター	0774-82-3690	平日8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始は休み)
こころの相談室 (井手町いづみ人権交流センター)	0774-82-3380	11:00～13:50 毎月第1及び第3金曜日に開催(要予約)
#いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)	0120-061-338 フリーダイヤル／無料	日、月、火、金、土は24時間対応 水、木は6:00～24:00
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338 フリーダイヤル／無料	24時間対応
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0120-783-556 フリーダイヤル／無料	毎日16:00～21:00 (毎月10日は8:00から翌11日8:00まで実施)
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 ナビダイヤル／有料	

編集・発行：井手町役場 高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地

TEL：0774-82-2001（代表） FAX：0774-82-5055

発行年月：令和6年3月